

令和4年9月定例県議会

経済環境常任委員会説明資料

[令和4年度9月補正予算・専決処分議案・条例等議案関係]

環 境 生 活 部
商 工 労 働 部
観 光 戦 略 部

目 次

●環境生活部

1 予算関係議案	
令和4年度9月補正予算総括表	1
自然保護課	2
2 条例等議案	
環境政策課	3
循環社会推進課	4

●商工労働部

1 予算関係議案	
令和4年度9月補正予算総括表	5
商工振興金融課	6
労働雇用創生課	7
2 専決処分議案	
令和4年度補正予算(第5号)総括表(専決)	8
商工振興金融課	9
3 条例等議案	
労働雇用創生課	10
産業支援課	13
企業立地課	16

●観光戦略部

1 条例等議案	
観光交流政策課	21
販路拡大ビジネス課	29

令和4年度 9月補正予算 総括表

環境生活部 一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
環境政策課	2,244,877		2,244,877				
水俣病保健課	8,849,277		8,849,277				
水俣病審査課	323,688		323,688				
環境立県推進課	821,705		821,705				
環境保全課	566,807		566,807				
自然保護課	668,348	33	668,381				33
循環社会推進課	744,917		744,917				
くらしの安全推進課	277,608		277,608				
消費生活課	204,289		204,289				
男女参画・協働推進課	197,717		197,717				
人権同和政策課	313,144		313,144				
一般会計 合計	15,212,377	33	15,212,410				33

熊本県のチツソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計

環境政策課	2,734,414		2,734,414				
総 合 計	17,946,791	33	17,946,824				33

令和4年度9月補正予算説明資料

課名 自然保護課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
21	鳥獣保護費	138,046	33	138,079				33	国庫支出金返納金 ・ <u>新</u> 鳥獣保護等推進事業費精算返納金 豚熱感染に係る野生イノシシ対策事業の国庫支出金返納金
課 計		668,348	33	668,381				33	

報告第 12 号

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 13 号

公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県環境整備事業団の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に關す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度 9月補正予算 総括表

商工労働部

(単位:千円)

課 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
商 工 政 策 課	306,484		306,484				
商工振興金融課	75,840,042	17,800	75,857,842	17,800			
労働雇用創生課	3,233,755	85,206	3,318,961	85,206			
産 業 支 援 課	2,074,570		2,074,570				
エネルギー政策課	546,812		546,812				
企 業 立 地 課	5,343,986		5,343,986				
商 工 労 働 部 計	87,345,649	103,006	87,448,655	103,006			
内 訳	一 般 会 計 計	86,361,733	103,006	86,464,739	103,006		
	特 別 会 計 計	983,916		983,916			

令和4年度9月補正予算説明資料

課名 商工振興金融課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳				説 明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
23	中小企業振 興費	74,818,138	17,800	74,835,938	17,800				中小企業振興指導事業費 <u>17,800</u> 【コロナ対策分】 ・ 新 中小企業者事業再生等支援事業 県内中小企業者が経営改善に向 けた計画策定を行うために国の経 営改善計画策定支援事業等を活用 する際の自己負担分の一部補助に 要する経費
一般会計 計		75,144,564	17,800	75,162,364	17,800				
課 計		75,840,042	17,800	75,857,842	17,800				

令和4年度9月補正予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
17	技術短期大 学校費	542,505	85,206	627,711	85,206				短大運営費 85,206 【コロナ対策分】 ・技術短期大 学校教育対策事業 ポストコロナを見据えて、企業 ニーズに迅速に対応することが できる高度な知識及び技能を兼ね備 えた技術者の育成に必要な機器の 整備に要する経費
課 計		3,233,755	85,206	3,318,961	85,206				

令和4年度 補正予算(第5号) 総括表(専決)

商工労働部

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
商工政策課	306,484		306,484				
商工振興金融課	74,756,042	1,084,000	75,840,042	1,084,000			
労働雇用創生課	3,233,755		3,233,755				
産業支援課	2,074,570		2,074,570				
エネルギー政策課	546,812		546,812				
企業立地課	5,343,986		5,343,986				
商工労働部計	86,261,649	1,084,000	87,345,649	1,084,000			
内訳	一般会計計	85,277,733	1,084,000	86,361,733	1,084,000		
	特別会計計	983,916		983,916			

専決処分の報告及び承認について
(専第13号 令和4年8月2日専決)

課名 商工振興金融課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
38	中小企業振興費	73,734,138	1,084,000	74,818,138	1,084,000				中小企業振興指導事業費 1,084,000 【コロナ対策分】 ・新型コロナ対応事業者支援総合補助金 新型コロナウイルス感染拡大の状況や中小企業者等の経営状況を踏まえた県内中小企業者等の事業継続・発展等の支援に要する経費の増 ・事業復活おうえん給付金 国の事業復活支援金に県独自の上乘せ給付及び令和2年7月豪雨被災事業者への横出し給付
一般会計 計		74,060,564	1,084,000	75,144,564	1,084,000				
課 計		74,756,042	1,084,000	75,840,042	1,084,000				

報告第 14 号

一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本テルサの令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 15 号

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県雇用環境整備協会の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に關
する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 16 号

希望の里ホンダ株式会社 of 経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 3 第 2 項の規定により、希望の里
ホンダ株式会社 of 令和 3 年度決算に関する書類及び令和 4 年度事業計画に関する書類を別
冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 17 号

公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人くまもと産業支援財団の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 18 号

一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本県起業化支援センターの令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 19 号

株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社テクノインキュベーションセンターの令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 14 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示		面積	処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地				
土地	上益城郡益城町大字小谷字中高遊 1193 番 6	40,000.02 平方メートル	DAIZ 株式会社	工業用地	600,000,300 円

(提案理由)

くまもと臨空テックノパーク用地の一部を工業用地として処分する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 15. 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示		面積	処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地				
土地	上益城郡益城町大字小谷字中高遊	30,045.74平方メートル	淀川ヒューテック株式会社	工業用地	450,686,100 円
	1193番				
	12				

(提案理由)

くまもと臨空テックパーク用地の一部を工業用地として処分する必要がある。
 これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示		面積	処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地				
土地	上益城郡益城町大字小谷字中高遊 1 1 9 3 番 1 3 ほか 2 筆	25,000. 41平方メートル	株式会社スリーデザイン	工業用地	375,006,150 円

(提案理由)

くまもと臨空テックパーク用地の一部を工業用地として処分する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示		面積	処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地				
土地	上益城郡益城町大字小谷字西高遊 2083 番 8 ほか 1 筆	26, 178. 40 平方メートル	株式会社 J C U	工業用地	392, 676, 000 円

(提案理由)

くまもと臨空テクノパーク用地の一部を工業用地として処分する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示		面積	処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地				
土地	熊本市南区 城南町藤山 字正達 8 8 5 番 3	64, 241. 51 平方 メートル	タチバナ化成 株式会社	工業用地	667, 693, 016 円

(提案理由)

城南工業団地用地の一部を工業用地として処分する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 11 号

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例の制定について

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例

(設置)

第1条 平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設（以下「中核拠点施設」という。）を設置する。

2 中核拠点施設に、体験・展示施設を置く。
(位置)

第2条 中核拠点施設は、阿蘇郡南阿蘇村に置く。

2 中核拠点施設の区域は、知事が告示をもって定める。
(業務)

第3条 中核拠点施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 熊本地震に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 熊本地震に関する学習活動の場を提供すること。
- (3) 中核拠点施設にある震災遺構（地表地震断層及び被災した建築物等をいう。）を管理し、及び展示するとともに、当該震災遺構の解説をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(休館日)

第4条 中核拠点施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 中核拠点施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を

変更することができる。

(観覧料)

第6条 体験・展示施設が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納めなければならない。

2 前項の観覧料(以下「観覧料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の観覧料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者

(4) この条例又は中核拠点施設の施設若しくは設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者

(5) その他中核拠点施設の管理上支障があると認められる者
(使用の許可)

第8条 中核拠点施設の施設及び設備のうち、別表第2に掲げるものを独占して使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(使用の許可の基準)

第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。

(4) その他使用させることが中核拠点施設の管理上支障があると認められるとき。
(許可の取消し等)

第10条 知事は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各

号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、第8条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料(以下「使用料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(観覧料等の減免)

第12条 知事は、次に掲げる者が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 知事は、次に掲げる者の介護のために現に同伴する者(その者が2人以上いるときは、1人に限る。)が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 前項第1号に掲げる者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの(以下この号において「重度身障者」という。)又は次の表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が重度身障者に準ずると知事が認めるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級から3級までの各級

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能障害	1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内部障害	心臓機能障害	1級、3級及び4級
	じん臓機能障害	1級、3級及び4級
	呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級、3級及び4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
	肝臓機能障害	1級から4級までの各級

(2) 前項第2号に掲げる者のうち、同号の療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることの表示として「A」と記載されたもの

(3) 前項第3号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの

3 前2項に規定する場合のほか、知事は、特別の事情があると認めるときは、観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。
(指定管理者による管理)

第13条 中核拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、中核拠点施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該

指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 第8条第1項の許可に関する業務
- (3) 中核拠点施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が中核拠点施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第6条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に中核拠点施設の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1. 3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった中核拠点施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 中核拠点施設に係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の手續に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第6条、第15条関係)

区分	単位	金額
一般人	1人1回につき	500円
県外中・高校生	1人1回につき	400円
県外小学生	1人1回につき	300円

備考

- 1 「一般人」とは、満15歳以上の者であつて、中学校及び高等学校に在学する者並びにこれに準ずる者以外のものをいう。
- 2 「県外中・高校生」とは、県外に住所を有する者であつて、県外に所在する中学校若しくは高等学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。
- 3 「県外小学生」とは、県外に住所を有する者であつて、県外に所在する小学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。

別表第2 (第8条、第11条、第15条関係)

区分	単位	金額
芝生広場	1平方メートル当たり1時間につき	3円

備考

- 1 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用する時間が1時間に満たない場合又は使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 3 午前9時から午後5時までの時間の前又は後の時間における施設の使用に係る使用料の額は、規則で定める。

(提案理由)

平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（案）の概要

課名：観光交流政策課

議案番号	条例名	内 容
第11号	熊本地震災ミュージアム中核拠点施設条例	<p>1 条例制定の趣旨 平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震災ミュージアム中核拠点施設を設置する必要がある。</p> <p>2 条例の内容 熊本地震災ミュージアム中核拠点施設の設置及びその管理について、必要な事項を定める。 平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震災ミュージアム中核拠点施設（以下「中核拠点施設」という。）を設置し、中核拠点施設に体験・展示施設を置く。（第1条関係）</p> <p>イ 中核拠点施設は、阿蘇郡南阿蘇村に置く。（第2条関係）</p> <p>ウ 中核拠点施設の業務を定める。（第3条関係）</p> <p>エ 中核拠点施設の休館日及び開館時間を定める。（第4条、第5条関係）</p> <p>オ 体験・展示施設の観覧料について定める。（第6条関係）</p> <p>カ 中核拠点施設の入場の制限等について定める。（第7条関係）</p> <p>キ 芝生広場の使用の許可、使用の許可の基準及び使用の許可の取消し等について定める。（第8条—第10条関係）</p> <p>ク 芝生広場の使用料について定める。（第11条関係）</p> <p>ケ 体験・展示施設の観覧料等の減免について定める。（第12条関係）</p> <p>コ 中核拠点施設の指定管理に関し、必要な事項を定める。（第13条—第16条関係）</p> <p>カ 中核拠点施設の施設又は設備を毀損した者は、これ</p>

		<p>によって生じた損害を賠償しなければならない。(第17条関係)</p> <p>シ アからサまでに定めるもののほか、この条例の施行に 関し必要な事項は、規則で定める。(第18条関係)</p> <p>3 施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日</p> <p>4 その他 所要の経過措置を定める。(附則第2項関係)</p>
--	--	---

報告第 20 号

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本県伝統工芸館の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫